第４　損害評価

１　定　　義

（１）施設構造部分の定義

ア　特定園芸施設（プラスチックハウスの場合にあっては被覆材を除く。）を妻面、側面、屋根面及び基礎の４区分（以下「施設構造部分」という。）に区分する。ただし、プラスチックハウスⅦ類にあっては、周囲面、天井面及び基礎の３区分に区分する。

イ　妻面、側面及び屋根面はそれぞれＡ面及びＢ面に区分する。この場合棟木、中柱を含めたものをＡ面、それ以外をＢ面とする。

ウ　取付金具、ボルト類は各部に含めるものとする。

エ　連棟の場合の接続側面に使用されている部材は屋根面Ａ面に含めるものとする。

オ　連棟の樋は屋根面Ａ面に含めるものとする。

（２）被害態様の定義

ア　部材の被害態様は①ちぎれ、のび、亀裂　②腰折れ　③まがり、ねじれ　④回転、移動　⑤引抜け、はく落の５種類とする。

イ　被害態様の用語の定義

（ア）「ちぎれ」及び「亀裂」とは、ある部材が２つに分離したこと又は局部的に亀裂が入って分離しかかったこと。

（イ）「のび」とは、部材の長さが伸びて肉が薄くなったこと。

（ウ）「腰折れ」とは、局部的に激しく曲がり又は強い圧縮力によって腰折れ（座屈）をおこし、その部分の断面形状が変形したこと。

（エ）「まがり」とは、大きな曲率で緩やかに曲がったこと。

（オ）「ねじれ」とは、部材の稜線が平行でなくなったこと。

（カ）「回転」とは、部材全体が角度を変えたこと。

（キ）「移動」とは、部材全体がその位置を変えたこと。

（ク）「引抜け」とは、アンカーボルト又はアンカーが抜け取れたこと又は抜けかかったこと。

（ケ）「はく落」とは、部材の一部分がくずれ落ちたこと。

特定園芸施設の構造部材損傷例図（Ｌ型鋼及び基礎の例）

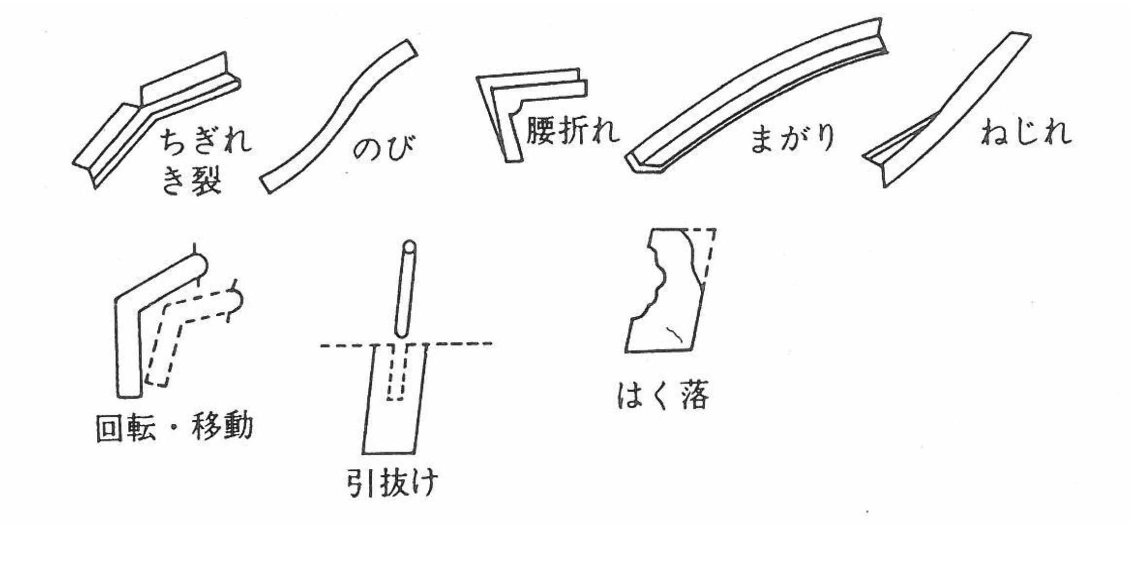

ウ　損傷程度の区分

特定園芸施設の損傷程度を部材の被害態様別に次表のとおり、甚、中及び軽の３区分とする。

（ア）特定園芸施設（プラスチックハウスⅦ類を除く。）

<table>
<tr><th colspan="2">損傷程度
施設構造部分</th><th>甚</th><th>中</th><th>軽</th></tr>
<tr><td colspan="2">妻　　面
側　　面
屋 根 面</td><td>ち ぎ れ
の　 び
腰 折 れ</td><td>ね じ れ
ま が り</td><td>回　　転
移　　動</td></tr>
<tr><td rowspan="2">基
礎</td><td>コンクリート</td><td></td><td>亀　 裂
は く 落</td><td>回　　転
移　　動</td></tr>
<tr><td>アンカーボルト</td><td>の　 び
引 抜 け</td><td>ま が り</td><td></td></tr>
</table>

（イ）プラスチックハウスⅦ類

<table>
<tr><th colspan="2">損傷程度
施設構造部分</th><th>甚</th><th>中</th><th>軽</th></tr>
<tr><td colspan="2">周　囲　面
天　井　面</td><td>ちぎれ
の　び
腰折れ</td><td>ねじれ
まがり</td><td>回　　転
移　　動</td></tr>
<tr><td rowspan="3">基
礎</td><td>コンクリート</td><td></td><td>亀　裂
はく落</td><td>回　　転
移　　動</td></tr>
<tr><td>ベースプレート</td><td></td><td>まがり</td><td>回　　転
移　　動</td></tr>
<tr><td>アンカー</td><td></td><td>の　び
まがり
引抜け</td><td>移　　動</td></tr>
</table>

２　特定園芸施設の被害額

特定園芸施設の被害額は次のとおりとする。

（１）全損の場合

特定園芸施設が全損の場合の被害額は次の式により算出される額とする。なお、この場合において、全損した場合とは、特定園芸施設が災害により原形をとどめ得ない状態になった場合又は経済的に全損と認められる場合をいう。

ア　ガラス室

被害額＝ガラス室の価額

イ　プラスチックハウス

被害額＝プラスチックハウス（プラスチックフィルム等を除く。）の価額＋プラスチックフィルム等の価額×（１－別表６の自然消耗割合）

（２）分損の場合

ア　プラスチックハウスⅡ類型及びⅡ類利用型の場合

（ア）プラスチックハウスⅡ類（又はⅡ類利用型）が分損した場合（全損した場合以外の場合をいう。以下同じ。）

被害額＝（プラスチックハウス（プラスチックフィルム等を除く。）の価額／総スパン数）×被害の生じたスパン数＋プラスチックフィルム等の価額×（１－別表６の自然消耗割合）×プラスチックフィルム等の損害割合

（イ）プラスチックフィルム等の損害割合の算出

ａ　施設構造部分別に被害面積割合を次式により算出するものとする（Ⅱ類利用型のうち、主として屋根面のみがプラスチックフィルム等により被覆されているものは屋根面のみの割合とする。）。ただし、新たに被覆を要する面積が被覆面積の80％以上の場合、被害面積割合は100％とする。

$$\text{被害面積割合} = \frac{\text{新たに被覆を要する面積}}{\text{被覆面積}}$$

ｂ　プラスチックフィルム等の損害割合は施設構造部分別の被害面積割合に別表３に掲げる被覆面積構成割合（第３の１の（２）のキによりこれと異なる割合を設定した場合は、当該割合。以下同じ。）を乗じて得た割合を合計した割合とする。

イ　ア以外の特定園芸施設の場合

（ア）ガラス室

被害額＝ガラス室の価額×損害割合

（イ）ア以外のプラスチックハウス

被害額＝プラスチックハウス（プラスチックフィルム等を除く。）の価額×損害割合＋プラスチックフィルム等の価額×（１－別表６の自然消耗割合）×プラスチックフィルム等の損害割合

（ウ）特定園芸施設の損害割合の算出

ａ　損害程度の調査

（ａ）評価対象特定園芸施設の施設構造部分ごと及び施設構造部分に使用されている部材ごとに、損害評価野帳により、個々の部材が取替え又は補修を要するかどう

かを調査する。

（ｂ）（ａ）の調査に当たっては、次により評価を行うものとする。

（ⅰ）１の（２）のウの表の損傷程度甚に該当する被害態様は、その部材を取替えるものとして評価する。

（ⅱ）１の（２）のウの表の損傷程度中に該当する被害態様は、その部材を取替え又は補修するものとして評価する。この場合において、取替えるものとして評価するのは、次のものとする。

① 補修の不可能なもの又は補修しても断面形状の復元しないようなひどいねじれのもの

② プラスチックハウスⅡ類及びプラスチックハウスⅡ類利用型と同様の主骨材が直管パイプでつなぎのできないようなまがりのあるもの

③ コンクリートのはく落で内部の補強鉄筋の著しく露出したもの

（ⅲ）１の（２）のウの表の損傷程度軽に該当する被害態様は、その部材を補修するものとして評価する。

（ⅳ）ガラス室のガラスのずれは補修するものとして評価する。

ｂ 取替割合及び補修割合の算出

取替え又は補修を要するかどうかを把握したときは、施設構造部分ごと及び施設構造部分に使用されている部材ごとに次式により取替割合及び補修割合を算出し、損害程度割合等計算書に記入するものとする。

$$\text{取替割合（\%）} = \frac{\text{取替数}}{\text{総使用数}} \times 100$$

$$\text{補修割合（\%）} = \frac{\text{補修数}}{\text{総使用数}} \times 0.7\text{（ガラスの場合は0.5）} \times 100$$

ｃ 損害程度割合の算出

施設構造部分ごと及び施設構造部分に使用されている部材ごとに、取替割合及び補修割合に別表５に掲げる部材別価額割合（第３の１の（２）のキによりこれと異なる割合を設定した場合は、当該割合）を乗じて損害程度割合を算出する。

ｄ 損害割合の算出

特定園芸施設の損害割合は、施設構造部分ごとに合計した損害程度割合に別表４に掲げる施設構造部分別価額割合（第３の１の（２）のキによりこれと異なる割合を設定した場合は、当該割合）を乗じて得た施設構造部分別損害割合を合計した割合とする。

（エ）プラスチックフィルム等の損害割合の算出

ａ 施設構造部分別に被害面積割合を次式により算出するものとする。ただし、新たに被覆を要する面積が被覆面積の80％以上の場合、被害面積割合は100％とする。

$$\text{被害面積割合} = \frac{\text{新たに被覆を要する面積}}{\text{被覆面積}}$$

ｂ プラスチックフィルム等の損害割合は、施設構造部分別の被害面積割合に別表３に掲げる被覆面積構成割合を乗じて得た割合を合計した割合とする。

３　附帯施設の被害額

附帯施設の被害額は次のとおりとする。

（1）全損の場合

附帯施設が全損の場合の被害額は次の式により算出される額とする。なお、この場合において、全損した場合とは２の（1）に準ずるものとする。

被害額＝附帯施設の価額

（2）分損の場合

ア　附帯施設が分損した場合の被害額は次の式により算出するものとする。ただし、当該附帯施設の価額を超える場合にあっては、当該価額とする。

被害額＝修繕費×時価現有率

イ　アの修繕費は、附帯施設を共済事故発生の直前の状態に復旧するための最低額の費用とし、施工業者の見積書等を査定し又は評価担当者の見積りにより算定するものとする。

４　施設内農作物の被害額

施設内農作物の被害額は次のとおりとする。

（１）施設内農作物の被害額

ア　施設内農作物の被害額は次の式により算出するものとする。

被害額＝施設内農作物の価額×損害割合

イ　アにかかわらず同一共済責任期間中の同一回作中に２回以上の共済事故が生じた場合における２回目以降の共済事故による施設内農作物の被害額は、次のとおりとする。

（ア）事故除外方式以外の共済関係にあっては、第３の３の施設内農作物の価額から当該共済事故前に生じた共済事故による被害額（当該共済事故前に生じた共済事故による損害につきウによる分割評価をしたときは、分割評価をする前の額）を差し引いて得た額に、当該施設内農作物の損害割合を乗じて得た額

（イ）事故除外方式にあっては、施設内農作物の価額から当該共済事故前に生じた共済事故による被害額及び病虫害による被害額を差し引いて得た額に、当該施設内農作物の損害割合を乗じて得た額

ウ　病虫害による損害の場合であって管理が不十分なことによる損害を分割評価する必要がある場合の施設内農作物の被害額は、アにより算定される金額から当該金額に分割割合を乗じて得た額を差し引いて得た額とする。

エ　ア及びイの規定にかかわらず、損害発生時に未被覆となっている場合においては、当該施設内農作物の損害はないものとする。

（２）施設内農作物の損害割合の算出

ア　損害評価の単位

施設内農作物の損害評価は、原則として１棟ごとに行うものとする。ただし、次に掲げる場合には１棟内の栽培面積を区分し、その区分（以下「評価区分」という。）ごとに損害評価を行うものとする。

（ア）施設内農作物が２種類以上栽培されている場合

農作物の種類ごとに区分する。

（イ）施設内農作物の種類は同一であるが、損害評価時における生育ステージが同一でない場合

生育ステージの異なるものごとに区分する。

（ウ）施設内農作物の損傷程度が異なる場合

損傷程度80％以上、80％未満～60％以上、60％未満～40％以上、40％未満～20％以上、20％未満の区分に区分する。

イ　被害確認調査

施設内農作物に損害が発生した都度、直ちに見回りの方法により被害の種類、病虫害の発生の有無の確認をするものとする。

ウ　損害評価の時期

施設内農作物の損害評価は、共済事故が発生した都度、その被害の進行が停止したときに行うものとする。

（注）風水害、ひょう害、雪害等による農作物の被害の進行が停止するのは、一般的には損害発生後果菜類では５日程度、葉菜類では３日程度、花き類では７日程度、果樹では５日程度、観葉植物では７日程度を経過した時期である。

エ　栽培面積の調査

（ア）評価区分を設定しない場合

施設設置面積のうち、損害評価の対象となる施設内農作物が栽培されている面積（当該施設内農作物の栽培管理のため設けられた通路等の面積を含む。以下同じ。）を調査する。

（イ）評価区分を設定した場合

施設設置面積のうち、損害評価の対象となる施設内農作物が栽培されている面積を評価区分ごとに調査する。

オ　生育ステージの確認

（ア）生育期に生じた損害の場合

a　標準生育日数の確認

生育期に共済事故が発生した場合には、当該施設内農作物の実態を調査し、あらかじめ設定してある標準生育日数が適正であるかどうかを確認する。この場合において、生育経過日数が標準生育日数を超えた場合は、その生育経過日数は標準生育日数と同一となるよう調整するものとする。

b　生育経過日数の確認

ａによる確認をしたときは、当該施設内農作物の生育経過日数を確認する。

（イ）収穫期の場合

a　標準収穫日数の確認

収穫期に共済事故が発生した場合には、当該施設内農作物の実態を調査し、あらかじめ設定してある標準収穫日数が適正であるかどうかを確認する。この場合において、生育経過日数が標準生育日数を超えた場合又は標準生育日数未満の日数であった場合の標準収穫日数の起算日は、それぞれ収穫が開始した日とするものとする。

b　既収穫日数の確認

ａによる確認をしたときは、当該施設内農作物の既収穫日数を確認する。

カ　損傷程度の調査及び決定

（ア）損傷程度の調査

a　施設内農作物に損害が発生した場合の損傷程度の調査は、１棟ごと（アの（ア）又は（イ）に該当する場合にあっては評価区分ごと）に検見により行うものとする。

b　植栽の形態からみて、損傷の程度を１本（株）ごとに評価できる施設内農作物（きゅうり、トマト、いちご、レタス等）にあっては当該施設内農作物１本（株）ごとに、１本（株）ごとの評価が困難な施設内農作物（ほうれんそう、にら、ねぎ等）にあっては、被害の発生している当該施設内農作物の範囲ごとに、病虫害以外の原因による損傷と病虫害による損傷とに区分してそれぞれの損傷程度を調査するものとする。

（イ）損傷程度の決定

損傷程度は、（ア）により調査した結果に基づき次に掲げる基準により決定するものとする。

a　病虫害以外の原因による被害が発生した場合

病虫害以外の原因により施設内農作物の根、茎葉、果実等の枯死、折損、裂傷、落果（花）等の被害が発生した場合にあっては、次により損傷程度を決定するものとする。

ただし、流失、滅失、焼失又は埋没の被害の場合にあっては、被害を受けた施設内農作物又はその範囲の損傷程度は100％とする。

（ａ）施設内農作物１本（株）ごとに評価する場合

被害が発生している施設内農作物ごとに、その植物体に占める枯死、折損、裂傷等の被害を受けている部分の割合を当該施設内農作物の損傷程度とする。

ただし、落果（花）の被害の場合は、被害が生じている施設内農作物ごとに、その果実（花）の数全体に占める落果（花）数を当該施設内農作物の損傷程度とする。

（ｂ）被害が発生している施設内農作物の範囲ごとに評価する場合

被害が発生している施設内農作物の範囲ごとに、その範囲内の施設内農作物全体についての植物体に占める枯死等の被害を受けている部分の割合を当該施設内農作物の範囲の損傷程度とする。

ｂ　病虫害による被害が発生した場合

病虫害による被害が発生した場合は、次により損傷程度を決定するものとする。

ただし、罹病すれば当該施設内農作物の回復が望めない病害（トマトの青枯病等）にあっては、被害を受けた施設内農作物又はその範囲の損傷程度は100％とする。

なお、施設内農作物の植物体のいずれかに病徴の発生、害虫の寄生又は食害痕がある場合は、当該施設内農作物の損害は全て病虫害によるものとみなすものとする。

（ａ）施設内農作物１本（株）ごとに評価する場合

被害が発生している施設内農作物ごとに、その植物体に占める病斑等の病徴の発生している部分の割合又は害虫の寄生している部分若しくは害虫による食害痕のある部分の割合を当該施設内農作物の損傷程度とする。

（ｂ）被害が発生している施設内農作物の範囲ごとに評価する場合

被害が発生している施設内農作物の範囲ごとに、その範囲内の施設内農作物全体についての植物体に占める病斑等の病徴の発生している部分の割合又は害虫の寄生している部分若しくは害虫による食害痕のある部分の割合を当該施設内農作物の範囲の損傷程度とする。

ｃ　ａ及びｂにかかわらず、損傷により商品価値を失う作物（切花、鉢物類等）にあっては、（ア）により調査した結果、植物体に損傷があり、それにより当該地域において一般的に用いられている出荷規格に適合していないと認められるものについては、その施設内農作物の損傷程度は100％とする。

キ　損害程度割合の決定

（ア）損害程度割合の決定

ａ　鉢物類以外の施設内農作物の場合

カの（イ）により決定した共済事故による損傷程度に（イ）により都道府県連合会又は特定組合等が定める損害程度割合の基準を適用して損害程度割合を決定するものとする。

ただし、事故除外方式において病虫害による被害が発生した場合にあっては、カの（イ）により決定した共済事故及び病虫害による損傷程度及び同（イ）により決定した病虫害による損傷程度に（イ）により都道府県連合会又は特定組合等が定める損害程度割合の基準を適用して共済事故及び病虫害による損害程度割合及び病虫害による損害程度割合を決定しておくものとする。

b　鉢物類の場合

カの（イ）により決定した現有総鉢数に対する共済事故による被害鉢数（被害時における枯死及び折損等により鉢物類としての価値を喪失した鉢数をいう。）の割合を損害程度割合とする。

ただし、事故除外方式において病虫害による被害が発生している場合にあっては、カの（イ）により決定した現有総鉢数に対する被害鉢数（被害時における枯死及び折損等により鉢物類としての価値を喪失した鉢数をいい、病虫害により価値を喪失した鉢数を含む。）の割合及び現有総鉢数に対する病虫害により価値を喪失した鉢数の割合をそれぞれ共済事故及び病虫害による損害程度割合及び病虫害による損害程度割合とする。

（イ）損害程度割合の基準の設定

a　都道府県連合会又は特定組合等は、施設内農作物の種類ごとに生育の程度に応じて生育期を区分し、各区分ごとに損傷程度から推定される減収量割合との関連において損害程度割合の基準を定めるものとする。

b　都道府県連合会又は特定組合等は、ａにより損害程度割合の基準を設定し又は変更しようとするときは、あらかじめ農林水産省経営局長に協議するものとする。

（例）きゅうり（越冬栽培）の損害程度割合の基準

損傷程度／生育区分		標準日数		20%未満	20～40	40～60	60～80	80以上
		期間	日数					
			日	%	%	%	%	%
生育期	活着期～草丈50cm期	1～5	5	5	15	50	80	100
生育期	草丈50cm期～草丈100cm期	6～15	10	5+(1×n)	15+(1×n)	50+(1×n)	80+(1×n)	100
生育期	草丈100cm期～収穫期前	16～25	10	15+(1×n)	30+(1×n)	60+(1×n)	90	100
収穫期		26～135	110	25	40	70	90	100

（注）ｎ＝生育区分ごとの期間内での経過日数

ク　調整割合の設定

（ア）同一共済責任期間中に主要作物（施設内農作物の価額の設定の基準となった作物）の前後に栽培される作物の属する作物区分に係る施設内農作物価額算定率が主要作物の属する作物区分に係る施設内農作物価額算定率に比べ低い場合は、当該作物の属する作物区分に係る施設内農作物価額算定率を主要作物の属する作物区分に係る施設内農作物価額算定率で除した割合を調整割合とする。

（イ）都道府県連合会又は特定組合等は、（ア）による調整割合以外の調整割合を決定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ農林水産省経営局長に協議するものとする。

ケ　損害割合の算出

施設内農作物の損害割合は次により算出するものとする。ただし、次により損害割合を算出することが適切でない施設内農作物があるときは、都道府県連合会又は特定組合等はあらかじめ農林水産省経営局長にその算出方法について協議するものとする。

（ア）損害割合は次式により算出するものとする。

なお、評価区分を設定した場合の損害割合は、評価区分ごとにａからｃまでの算式により算出される割合を合計して得た割合とする。この場合において、栽培割合とは、被害を受けた施設内農作物の栽培面積（評価区分を設定した場合は当該評価区分ごとの被害を受けた施設内農作物の栽培面積）の当該特定園芸施設の設置面積に対する割合をいう。

ａ　活着期（生育期前の期間をいう。ただし、鉢物類にあっては鉢上げ後の期間に限る。）の場合

損害割合＝30％（全損に限る。）×栽培割合×調整割合

ｂ　生育期の場合

$$損害割合 = \left(30\% + 70\% \times \frac{生育経過日数（日）}{標準生育日数（日）} \right) \times 損害程度割合 \times 栽培割合 \times 調整割合$$

ｃ　収穫期の場合

$$損害割合 = \left(100\% - 100\% \times \frac{既収穫日数（日）}{標準収穫日数（日）} \right) \times 損害程度割合 \times 栽培割合 \times 調整割合$$

ただし、鉢物類については次式によるものとする。

$$損害割合 = \left(100\% \times \frac{総鉢数 - 出荷鉢数}{総\ 鉢\ 数} \right) \times 損害程度割合 \times 栽培割合 \times 調整割合$$

（イ）事故除外方式において病虫害による被害が発生している場合の共済事故による損害割合は共済事故及び病虫害による損害程度割合を（ア）のａからｃまでの算式に適用して算出される損害割合から病虫害による損害程度割合を（ア）のａからｃまでの算式に適用して算出される損害割合を差し引いて得た割合とする。

（３）病虫害の分割割合の決定

ア　施設の管理、土壌管理、肥培管理等が不十分なことにより生じた病虫害による損害は、共済金支払対象外のものとして、分割評価するものとする。

イ　分割評価を行うに当たっては、次の事項を調査するものとする。

（ア）施設管理……………○施設の機能の管理が十分になされているか。
　　　　　　　　　　　　○防災管理が十分になされているか。
（イ）土壌肥培管理………○土壌の消毒及び換土が適切になされているか。
　　　　　　　　　　　　○施肥（用量、比率、時期、方法）が適切になされているか。
　　　　　　　　　　　　○農作物の管理作業が適切になされているか。
　　　　　　　　　　　　○環境管理（日照、換気、かん水）が適切になされているか。
（ウ）病害虫防除処理……○通常すべき防除措置が適切になされているか。
　　　　　　　　　　　　○発生を予察した防除措置が適切になされているか。
（エ）善後措置……………○発生後の消毒等の措置が適切になされているか。
　　　　　　　　　　　　○被害作物及び媒介生物の処理等が適切になされているか。

ウ　イによる調査を終えた時は、イの（ア）から（ウ）までの３項目について通常管理、不十分管理（上、中、下）又は過失管理のいずれかの判定をし、別表７「病虫害の分割割合表」を適用して分割割合を決定するものとする。

　この場合において、過失管理に該当するものが、３項目のうち１項目でもある場合の分割割合は100とし、不十分管理の場合は、３項目に該当するもののうち、最も高い割合を適用するものとする。

　なお、都道府県連合会又は特定組合等は、病虫害による損害の分割評価を迅速かつ統一的に行うため、別表７の例に従って別途施設内農作物の種類等別及び病虫害別に分割割合の基準を定め、適用しても差し支えないものとする。

　この場合において、都道府県連合会又は特定組合等は、当該施設内農作物の共済責任期間の開始前までに、当該分割割合の基準を、当該分割割合の基準を諮った際の損害評価会議事録の写しを添えて、農林水産省経営局長に報告するものとする。

５　撤去費用額

（１）撤去費用額は、特定園芸施設の撤去費用に係る請求書又は領収書の写し（これらの書類の金額に係る内訳明細等を明らかにする書類を含む。以下「撤去費用請求書等」という。）が提出されたときに算定することとする。

なお、分損の場合の損害割合は、プラスチックハウスⅡ類又はⅡ類利用型にあっては、２の（２）のアの被害の生じたスパン数の当該プラスチックハウスⅡ類又はⅡ類利用型の総スパン数に対する割合とし、プラスチックハウスⅡ類又はⅡ類利用型以外の特定園芸施設にあっては、同イの（ウ）の損害割合とする。

（２）撤去費用額は、組合等が査定した廃棄物処理業者等の撤去費用請求書等に基づく撤去費用の金額とする。ただし、次の金額を限度とする。

（ア）特定園芸施設が全損した場合

当該特定園芸施設の撤去費用基準額

（イ）特定園芸施設が分損した場合

当該特定園芸施設の撤去費用基準額に損害割合を乗じて得た金額

６　復旧費用額

（１）復旧費用額は、事務取扱要領第３章第１節３（２）の復旧をした旨の通知があった場合に査定することとする。

（２）復旧費用額は、特定園芸施設又は附帯施設ごとに、次の金額とする。

ア　特定園芸施設

（ア）次の①又は②の金額から、２の特定園芸施設に係る被害額を差し引いて得た金額

①　復旧作業の実施者が施工業者の場合

組合等が査定した当該特定園芸施設に係る復旧費用に係る請求書又は領収書の写し（これらの書類の金額に係る内訳明細等を明らかにする書類を含む。以下「復旧費用請求書等」という。）の金額

②　復旧作業の実施者が施工業者以外の場合

復旧に係る資材費等の金額＋復旧に係る労務費の金額

a　復旧に係る資材費等の金額

組合等が査定した当該特定園芸施設に係る復旧費用請求書等の金額のうち、労務費以外の金額

b　復旧に係る労務費の金額

組合等が査定した当該特定園芸施設に係る復旧費用請求書等の金額のうち、労務費の金額

ただし、当該金額が次の金額を下回る場合又は当該特定園芸施設に係る復旧費用請求書等の提出がない場合にあっては、次の金額とする。

100円/㎡×復旧面積

復旧面積は、次の面積とする。

（ａ）特定園芸施設が全損した場合

当該特定園芸施設の引受時の設置面積と復旧後の設置面積のいずれか小さい面積。

（ｂ）特定園芸施設が分損した場合

次のいずれか小さい面積。

・当該特定園芸施設の引受時の設置面積×損害割合

・当該特定園芸施設の復旧後の設置面積－当該特定園芸施設の引受時の設置面積×（１－損害割合）

ただし、この算定結果がマイナスになる場合は、復旧面積はゼロとする。

なお、損害割合は、プラスチックハウスⅡ類又はⅡ類利用型にあっては２の（２）のアの被害の生じたスパン数の当該プラスチックハウスⅡ類又はⅡ類利用型の総スパン数に対する割合とし、プラスチックハウスⅡ類又はⅡ類利用型以外の特定園芸施設にあっては同イの（ウ）の損害割合とする。

（イ）（ア）の規定にかかわらず、（ア）の金額が次の金額を超える場合にあっては、次の金額とする。

① 特定園芸施設が全損した場合

当該特定園芸施設の復旧費用基準額

② 特定園芸施設が分損した場合

当該特定園芸施設の復旧費用基準額に当該特定園芸施設の損害割合を乗じて得た金額

なお、損害割合は、プラスチックハウスⅡ類又はⅡ類利用型にあっては２の（２）のアの被害の生じたスパン数の当該プラスチックハウスⅡ類又はⅡ類利用型の総スパン数に対する割合とし、プラスチックハウスⅡ類又はⅡ類利用型以外の特定園芸施設にあっては同イの（ウ）の損害割合とする。

イ 附帯施設

組合等が査定した当該附帯施設に係る復旧費用請求書等の金額から３の附帯施設に係る被害額を差し引いて得た金額。

ただし、次の金額を限度とする。

（ア）附帯施設が全損した場合

当該附帯施設の復旧費用基準額

（イ）附帯施設が分損した場合

当該附帯施設の復旧費用基準額に当該附帯施設の損害割合を乗じて得た金額

なお、損害割合は、当該附帯施設に係る３の（２）のアの附帯施設の被害額の第３の２の（１）の附帯施設の価額に対する割合とする。